

第 1 1 5 号議案

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 5 9 年八王子市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第1 (第2条関係)		
番号	区域	面積 (ヘクタール)
1～123	(略)	(略)
124	令和2年八王子市告示第255号に定める八王子都市計画子安町三丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「子安町三丁目地区整備計画区域」という。)	6.3

別表第2 (第3条—第9条、第11条、第13条関係)										
1～27 (略)										
28 北野台地区整備計画区域										
(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の敷地の面積の最高限度	建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さ		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
生活関連施設地区	1 住宅 2 共同住宅 で1階部分を自動車庫又は居住の用に供するもの(管理人室等に供する部分を除く。) 3 寄宿舍又は下宿 4 大学、高等専門学校	—	—	—	160平方メートル	1 道路境界線及び隣地境界線までの距離 1メートル 2 八王子都市計画北野台地区地区計画の	—	12メートル	—	—

改正前		
別表第1 (第2条関係)		
番号	区域	面積 (ヘクタール)
1～123	(略)	(略)

別表第2 (第3条—第9条、第11条、第13条関係)										
1～27 (略)										
28 北野台地区整備計画区域										
(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の敷地の面積の最高限度	建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さ		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
店舗地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、令第130条の3で定めるもの 2 事務所	—	—	—	160平方メートル	—	—	—	—	—

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

